

令和7年度保育所・こども園 入園のしおり(鯖江市)

申込対象者

令和7年4月 ～ 令和8年3月 に入園希望の方

- ※ 年度途中入園希望の方もお申込みください。
- ※ 申込時点でまだお子様が生まれていない場合もお申込みください。
- ※ 申込時点で市外に住民登録がある場合でも、入所希望日時点までに本市に転入予定の方は本市でお申込みが必要です。

申込受付期間

令和6年10月15日(火) ～ 令和6年10月31日(木)

面接実施期間

令和6年11月19日(火) ～ 令和6年12月2日(月)

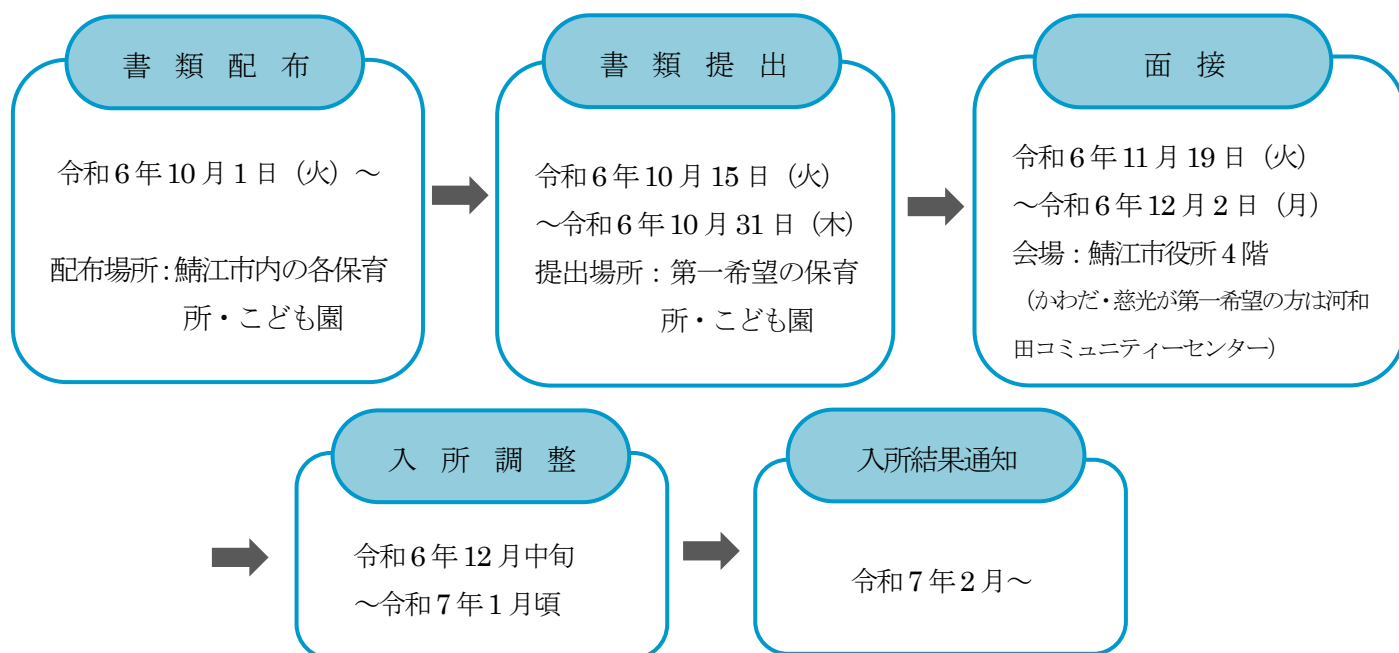
<目次>

利用申込のできる方	2
申込に必要な書類について	3
面接について	4
保育所・こども園の入所調整について	6
入所結果の通知および保育料・副食費について	7
書類の記入例	8
申込にあたっての注意事項	11

整理番号記入欄

※詳細は4ページをご覧ください。

<利用申込から結果通知までの流れ>



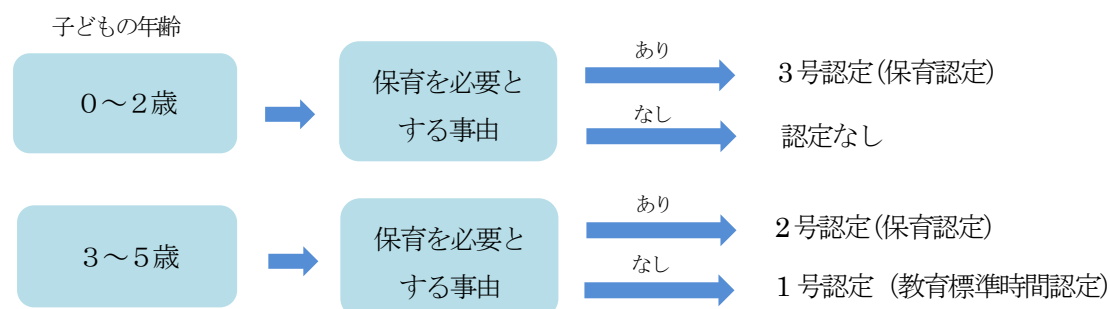
保育所・こども園について

保育所・こども園（保育部）とは、仕事や病気などの事情により、保護者が家庭で子どもの保育ができない場合に、未就学児童をお預かりして保育を行う施設です。

このしおりでは、次の2つの施設を総じて保育施設といいます。

認可保育所	施設の広さや保育士の数など一定基準を満たして、県の認可を受けた保育所です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。 （＊1号認定児童の入所に関することは、直接施設にご確認ください。）

<認定区分について>



利用申込のできる方（①～②に該当する方）

- 令和7年4月～令和8年3月に入所を希望する市内在住の児童（出産前の胎児も含む）
- 保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当すること

保育を必要とする事由	利用できる期間	保育必要量（利用時間）について
就労（月64時間以上）	小学校就学前まで	標準時間もしくは短時間
妊娠・出産	産前6週から産後8週まで	
疾病・障がい	小学校就学前まで	
介護・看護	小学校就学前まで	
災害	小学校就学前まで	
就学（職業訓練も含む）	卒業予定日の月末まで	
虐待・DV	小学校就学前まで	
求職活動（起業準備を含む）	最長60日間	短時間のみ
育児休業中（3歳以上児のみ）	市長が必要と認める期間	

※保育を必要とする事由について変更があった場合は、保育・幼児教育課までご連絡ください（0778-53-2225）

※利用時間の設定は、利用する保育所・こども園により異なります。詳細は市ホームページの「鯖江市内保育所の開園時間」でご確認ください。

※保育必要量に関して、標準時間もしくは短時間の表記があるものは、ご家庭の状況に合わせて選択していただきます。ただし、就労が事由の方に関しては、基本月120時間以上就労の方のみが標準時間の対象となります。

利用申込に必要な書類について

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（児童1名につき1枚）
- ② 家庭状況調査票（児童1名につき1枚）
- ③ 子どものための教育・保育給付認定に係る個人番号届出書
（R6. 1. 1 時点で市外に住民登録があった方のみ） 配布する茶封筒に入れてご提出ください。
※R6. 1. 1 時点で鯖江市外在住だった方へ
海外で勤務されていた場合など、マイナンバー制度の情報連携を用いても税情報の確認がとれなかった方に関しましては、別途、課税証明書等必要書類のご提出をお願いすることがございます。
- ④ 保育の必要性を確認する書類 …… 下記（A）参照
- ⑤ 同意書・保育料減免確認書兼申請書（必ず両面ご記入ください。）
- ⑥ 入所希望調査票
- ⑦ 転入における誓約書（R6. 11. 1 時点で市外在住の方のみ）

（A）保育の必要性を確認する書類

父母 各1部

※祖父母の書類の提出は必要ありませんが、入所調整の判断材料にはさせていただきます。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労（内定者も含む）	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し
疾病	疾病証明書 ※病院の様式の診断書でも構いませんが、保育ができない旨の記載が必要です。
障がい	障がい者手帳の写し
災害	罹災証明書
就学	在学証明書（在学期間について記載のあるもの）
求職活動	求職状況（起業準備）申立書
介護・看護	介護等支援状況申告書

申込書類の提出について

提出期間 令和6年10月15日（火）～10月31日（木）※土日祝日を除く

提出場所 第一希望の保育所・こども園

※市外の保育所・こども園をご希望の方は、鯖江市役所2階保育・幼児教育課に提出

面接について

- ◆面接日程 各保育所・こども園によって面接日程が決まっています。(次ページ参照)
なお、混雑を避けるため、時間帯(30分毎)で人数を制限し面接を行います。
面接時間については、申込書類を提出する際に園にご確認ください。
※原則第一希望の園の日程にお越しく下さい。どうしても都合が合わない場合は、保育・幼児教育課までご連絡ください。(0778-53-2225)

書類を園に提出する前に、必ず整理番号をお控えください。

(整理番号については、前ページ①教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の右上に記載してあります。)

後日、市ホームページにて整理番号を用いて面接日時を掲載します。(11月12日掲載予定)

※市外の保育所・こども園をご希望の方は、書類を提出いただいた際に面接を行います。

- ◆面接場所 第一希望の園が、
かわだ保育所・慈光保育園の場合
 河和田コミュニティーセンター 1階会議室
上記以外の園の場合
 鯖江市役所 4階多目的ホール
(正面入口すぐのエレベーターでお上がりください。)
- ◆持ちもの ☐ 印鑑(訂正が必要な場合に使用します。)
※R6.1.1時点で市外に住民登録があった方は、追加で以下のものも必要です。
☐ ご家族(父母、同居の祖父母)のマイナンバーがわかるもの
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票のいずれか
☐ ご本人を確認できるもの(運転免許証など)
- ◆留意事項 ・面接時間は5～10分程度です。ご家庭の状況(入所の必要性)等の聞き取りを行います。
・会場の都合上、保護者1名とお子さまでお越しく下さい。

R6.9.30 訂正

公立保育所・こども園の土曜保育については、令和7年度より下記のとおり変更になりました。

市内保育所・こども園一覧

公立保育所・こども園

施設名	こども園	小学校区	所在地	電 話	定員	延長保育	土曜保育	面接日程
せきいん	○	惜陰小	日の出町6-37	51-0562	150	○	※	11月 22日（金） 13:00 ～ 17:00
しんとく	○	進徳小	長泉寺町1丁目9-19	51-7717	165	○	1日	11月 27日（水） 13:00 ～ 17:00
神明		神明小	三六町1丁目1-12	51-1137	90	○	※	12月 2日（月） 9:00 ～ 11:30
中河		中河小	中野町208-1	51-3103	110	○	午前	11月 27日（水） 9:00 ～ 12:00
立待		立待小	杉本町33-4-1	51-3377	60	○	※	11月 21日（木） 15:30 ～ 16:30
石田		立待小	石田上町44-1	51-1972	60	○	※	11月 29日（金） 9:30 ～ 10:30
吉川		吉川小	大倉町5-20	62-1332	150	○	午前	11月 21日（木） 13:00 ～ 15:00
ゆたか	○	豊小	上野田町2-9	62-1680	190	○	※	11月 26日（火） 9:30 ～ 11:30
かわだ		河和田小	筋生田町10-5-1	65-0173	60	○	※	11月 25日（月） 13:30 ～ 14:30

※拠点園で行います。

私立保育園・こども園

施設名	こども園	小学校区	所在地	電 話	定員	延長保育	土曜保育	面接日程
草の実		鳥羽小	鳥羽1丁目3-18-2	52-1511	170	○	1日	11月 19日（火） 13:30 ～ 16:00
あおい	○	鳥羽小	神明町4丁目1-7	52-2231	200	○	1日	11月 29日（金） 13:00 ～ 17:00
すみれ		惜陰小	住吉町1丁目14-14	51-4144	120	○	1日	11月 19日（火） 9:00 ～ 11:30
やなぎ		進徳小	柳町4丁目2-17	51-0012	60	×	1日	11月 26日（火） 13:30 ～ 14:30
白蓮		立待小	糺町37-7	51-2493	200	○	1日	11月 21日（木） 9:30 ～ 11:30
あすなろ		鳥羽小	御幸町2丁目15-15	51-6552	140	○	1日	11月 20日（水） 9:00 ～ 11:00
吉江		立待小	杉本町408	51-6555	170	○	1日	11月 28日（木） 13:30 ～ 16:30
慈光	○	河和田小	西袋町64-25	65-2044	85	○	1日	11月 25日（月） 15:00 ～ 16:30
いずみ		神明小	下河端町2-8	52-4771	120	○	1日	11月 26日（火） 15:00 ～ 17:00
しんよこえ	○	鯖江東小	新横江1丁目3-13	52-3883	215	○	1日	11月 20日（水） 13:00 ～ 17:00
ふじ		吉川小	持明寺町14-14-1	62-0236	180	○	1日	11月 28日（木） 9:00 ～ 11:30
みずほ		中河小	下河端町47-43	51-1416	60	○	1日	11月 22日（金） 9:30 ～ 10:30
のぞみ		豊小	当田町10-2-2	62-3234	60	○	1日	12月 2日（月） 13:30 ～ 14:30

【重要】

神明保育所については、神明地区公立認定こども園（現神明幼稚園敷地）の整備完了後こども園への通園となります。令和10年中の移行を予定しています。（日程は前後することがあります）

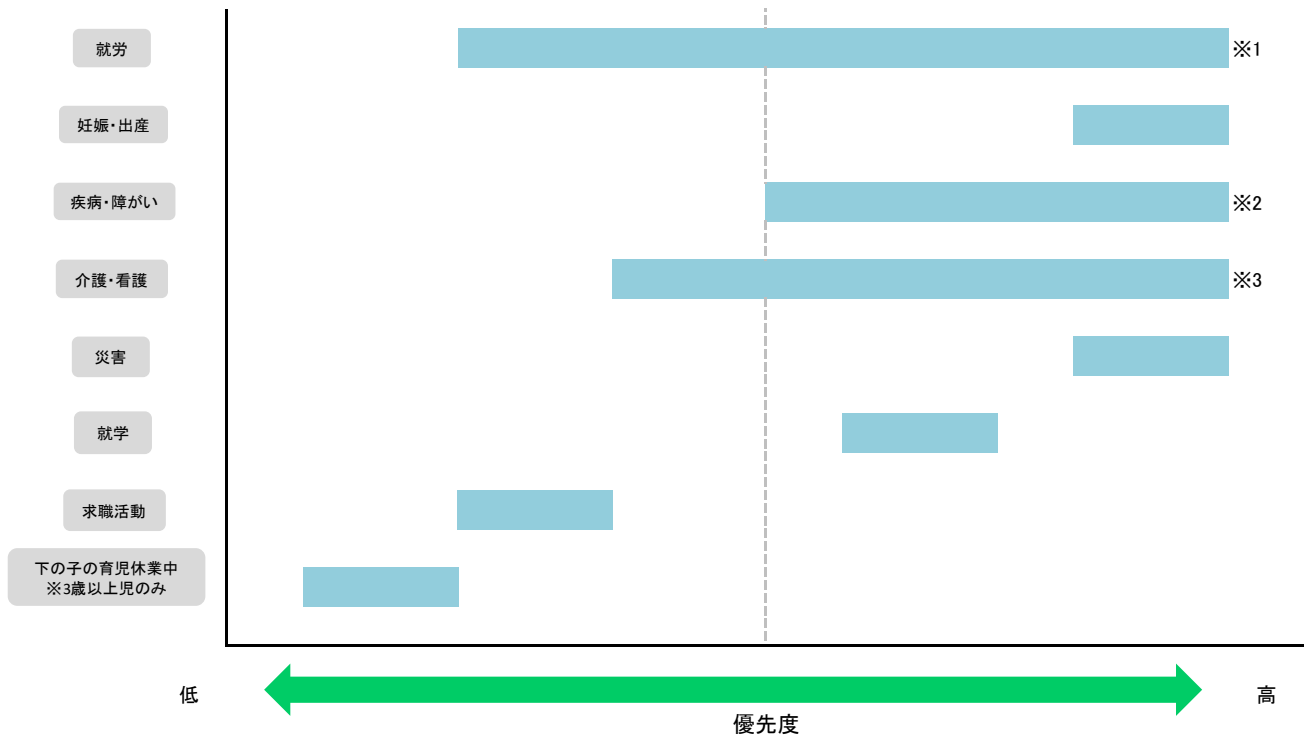
公立保育所・こども園の土曜保育については、しんとくこども園（1日）、中河保育所・吉川保育所（午前）を拠点として実施します。（R6.9.30 追加情報）

保育所・こども園の入所調整について

◆入所調整(12月中旬～)

面接終了後、申請書の内容および面接の結果等をもとに入所のための利用調整を行います。
保育所・こども園への入所については、保育の必要性の優先度、その他判断材料をもとに市が調整を決定いたします。

◆父母の保育の必要性について

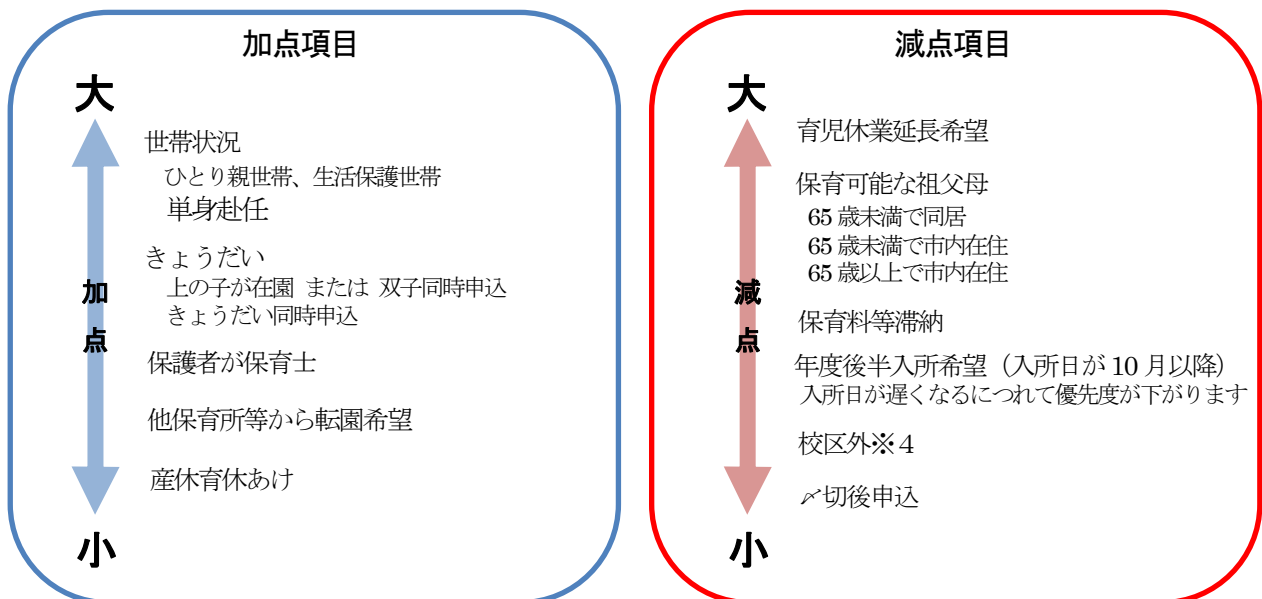


※1 就労状況によって優先度に変動あり

※2 病状などの度合いにより優先度に変動あり

※3 介護の状況により優先度に変動あり

◆その他判断材料



※4 保育所・こども園がない片上・北中山地区は隣の学区内として扱います。

入所結果の通知

◆結果の通知（2月頃～）

書類審査と入所調整を行い、入所申込の結果を郵送します。

※入所は保育の必要性が高いと認める順に決定します。

調整の結果、入所できない場合もありますので、ご了承ください。

調整の結果	通知文書	備考
入所可	4月～6月入所希望の場合 □入所承諾書	保育料決定通知書については4月上旬～中旬に送付させていただきます。
	7月以降に入所希望の場合 □入所内定通知書	保育料決定通知書については入所月の前月に送付させていただきます。 (9月入所予定の方については、8月下旬～9月上旬の送付となります。)
入所不可	□保育所入所保留通知書	調整段階で随時発送

保育料・副食費について

保育料は原則として児童の父母の市民税所得割額と児童の年齢を基に算定します。(祖父母が家計の主宰者である場合には、父母に加え祖父または祖母の市民税所得割額が算定対象になることがあります。)

	算定に用いる 市民税所得割額	決定時期
令和7年4月～令和7年8月	令和6年度市民税所得割額 (令和5年の収入に基づく税額)	入園月の 上旬～中旬
令和7年9月～令和8年3月	令和7年度市民税所得割額 (令和6年の収入に基づく税額)	
3歳以上 (令和7年4月1日時点)	保育料無償 ※但し、副食費は基本的に実費徴収	

なお、詳細については市ホームページよりご確認ください。

https://www.city.sabae.fukui.jp/kosodate_kyoiku/nyuen_nyugaku/yochien_hoikuen/HoYoji_Hoikuryou.html

記入例

(様式第2号)

教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

鯖江市長 殿

整理番号 ***

裏面の同意事項に同意の上、別紙「家庭状況調査票」と必要書類を添えて、次のとおり等の利用を申し込みます。

○整理番号について

面接の時間をホームページにて発表する際、この整理番号を用います。そのため、この整理番号を必ずお控えくださいますようお願いいたします。

申請者名 (保護者)	鯖江 太郎		自宅	12-3456	母
現住所	父	〒 111 - 2222 鯖江市〇〇町〇丁目〇-〇			
	母	〒 - 同上			
転入先住所 (該当者のみ)	〒			転入 予定日	R 年 月 日
R6.1.1時点 の住所	父			道・府・県	市・区・町・村)
	母			道・府・県	市・区・町・村)

1 申請児童について ()

ふりがな		年齢	性別	利用期間	申込み区分
児童氏名	鯖江 花子	5 年 5 月 20 日 満 1 才	男	令和 7 年 4 月 1 日 から	新規 転園
	(第 1 子)	※未出生の場合出産予定日 R 年 月 日	女	令和 12 年 3 月 31 日 まで	在園施設名 ()

利用希望 施設名	第1 希望	めがね	理由	家から近いため	保育の希望	兄弟姉妹 の在園
	第2 希望	ぱんだ	理由	家から近いため	無(幼稚園、こども園(短時部)を利用) 有(保育所、こども園(長時部)を利用)	有 無
	第3 希望		理由		※保育の希望有の場合の利用希望時間 短時間(8時間/日) 標準時間(11時間/日)	在園施設名 ()

2 申請児童および祖父母以外の家族状況について

氏名	続柄	生年月日	年齢 (R7.4.1 現在)	勤務先名 (子の場合は学校等施設名)	事由 右欄番号
鯖江 太郎	父	S・H 00 年 00 月 00 日	00	株式会社〇〇 (就労時間 160 時間/月)	1
鯖江 花	母	S・H 00 年 00 月 00 日	00	〇〇病院 (就労時間 120 時間/月)	1
		S・H・R 年 月 日			
		S・H・R 年 月 日			
		S・H・R 年 月 日			
		S・H・R 年 月 日			
		S・H・R 年 月 日			
		S・H・R 年 月 日			

保育希望有の場合
保護者の事由

- 常勤
- パートタイム
- 自営
- 内職
- 農業
- 妊娠出産
- 疾病・障害
- 介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学等
- その他

3 祖父母の状況について

	氏名	生年月日	年齢	同居・別居の状況(別居の場合の住所)	勤務先名等
父方	祖父	鯖江 次郎	SOO.OO.OO	〇〇 (同・別 ())	株式会社〇〇
	祖母	鯖江 つぼみ	SOO.OO.OO	〇〇 (同・別 ())	〇〇 (パート)
母方	祖父	西山 一郎	SOO.OO.OO	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 (同・別 ())	自営業
	祖母	西山 つつじ	SOO.OO.OO	〇〇 (同・別 ()) 同上	曾祖母介護

児童氏名	鯖江 花子		第一希望施設	めがねこども園	
希望時間	平日	午前 7 時 30 分 から 午後 6 時 0 分 まで	土曜日	午前 時 分 から 午後 時 分 まで	
送迎	送り	☒ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他 ()	迎え	☒ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他 ()	

①児童の健康・発達状況について

アレルギーの有無について	
☐ なし	☒ あり (卵)
病気・病歴の有無について	
☒ なし	☐ あり (病名) 通院日数 年・月に 回
障害の有無について	
☒ なし	☐ あり (☐ 療育手帳 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 手帳はない)
↳ 手帳がある場合は、写しを添付してください。	
健診等で何か指摘を受けたことがありますか	
☒ なし	☐ あり ()
発育や発達で遅れがあると言われたことがありますか	
☐ なし	☒ あり (ことばが遅い)
定期的な投薬はありますか	
☒ なし	☐ あり ()
特別な介助の必要はありますか	
☒ なし	☐ あり ()
その他、お子様のことで気になる事などあれば、下記にご記入ください	
()	

②保育を必要とする理由について

		父の状況	母の状況
不在の場合		☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他 ()	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他 ()
保育を必要とする理由		☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他
就 労	通勤時間	片道 時間 30 分	片道 時間 15 分
	育児休業の 取得状況	無・有・予定 (最長 年 ヶ月)	無・有・予定 (最長 1 年 11 ヶ月)
		○今年度の入所について	
		A. 直ちに復職希望	
		B. 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	
※Bを選択した場合、入所調整における優先順位が低くなります。ただし、利用調整の結果、内定となる場合もございますのでご注意ください。			
妊 娠・ 出 産	現在妊娠していますか	☐ いいえ ☐ はい	
	出産予定日	令和 年 月 日	
	産休取得期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	産休後の予定	☐ 育児休業 ☐ 職場復帰 ☐ 退職 ☐ 求職 ☐ その他	
	育児休業期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	

③複数のきょうだいが保育施設を利用する場合

☐ きょうだい(上の子)が在園している場合 ☐ 在園児と同じ園を利用できなければ入所を希望しない ☐ 在園児と同じ園への入所が難しい場合は別の園でも入所を希望する
☐ きょうだい同時申込の場合 ☐ 希望順位が下がっても同じ園を希望する ☐ 別の園になっても希望順位が上位の園を希望する

④祖父母の状況について

父方	祖父	祖母
不在の場合	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他()	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他()
祖父母の状況	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他
自宅からの距離	☒ 同居 ☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外	☒ 同居 ☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外

母方	祖父	祖母
不在の場合	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他()	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他()
祖父母の状況	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☒ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他
自宅からの距離	☐ 同居 ☐ 市内 ☒ 県内 ☐ 県外	☐ 同居 ☐ 市内 ☒ 県内 ☐ 県外

申込にあたっての注意事項

申込をされる前にもう一度確認していただきたい点をまとめました。最後に今一度ご確認ください。

申請内容が事実と相違した場合は、入所をお断りさせていただく可能性があります。

＜育児休業から復帰予定でお申込みの方＞

入所が内定した場合は、入所する際に復職することが条件となります。

もしも入所時に退職されている場合は内定を取り消すことがございます。

＜0歳児のお子さまの入園をお申込みの方＞

公立の保育施設は基本満1歳からのお預かりになっております。私立園の受け入れ可能月齢は園によって異なります。0歳児のお子様のご入園を申し込まれる方はご希望の園にご相談ください。

＜市外の施設をご希望の方＞

市外の施設を利用しなければならない理由が必要となります。

（具体例：勤務先近くの施設でなければお迎え時間に間に合わない、勤務時間が遅く市外在住の実家の祖父母にお迎えを頼まざるを得ない等）

ただし、理由がある場合も、入所希望施設のある市町のお子さまが優先されますので、入所できない場合がございます。

＜求職活動でお申込みの方＞

保育を必要とする事由が「求職活動」の方は、育休明けや既に内定を受けている方よりも優先度が下がります。また、入所が決定した場合も、入所から2ヵ月以内に就労証明書を提出していただく必要があります。

市外に転出を予定されている方へ

ご連絡がないまま住民票を他市町に移されて、転出先自治体の保育所管部署から苦情を受けるケースが増えていきます。

本市に住民票がない方による本市の保育施設の利用は「広域入所」といい、同じ保育施設を継続してご利用いただく場合であっても、事前に転出予定先の自治体で「広域入所」のお手続きが必要になります。

市外に転出される場合には、住民票を移される前に必ず保育・幼児教育課までご連絡いただくとともに、転出予定先の自治体でお手続きいただきますようお願いいたします。

【発行・ご連絡先】 鯖江市役所 2階 保育・幼児教育課

TEL : 0778-53-2225 (直通)

提出書類チェックリスト（ご自由にお使いください。）

- ☐①利用申込書
- ☐②家庭状況調査票
- ☐③個人番号届出書（R6. 1. 1 時点で市外に住民登録があった方のみ）
- ☐④保育の必要性を確認する書類
- ☐⑤同意書・保育料減免確認書兼申請書
- ☐⑥入所希望調査票
- ☐⑦転入における誓約書（該当者のみ）